

# 雇用調整助成金

新型コロナウイルスの感染症の影響を受ける事業者が、**労働者の雇用維持を図った場合に**、休業手当等の一部を助成する制度です。

## 制度の概要

### 助成率

対象となる 事業主	助成率	
	通常	解雇無し
中小企業	4/5	9/10
大企業	2/3	3/4

※対象労働者1人当たり日額 8,330 円が上限

### その他

- ・雇用保険被保険者として継続して雇用された期間が6か月未満の労働者も助成対象
- ・雇用維持を図るための出向や教育訓練を実施した場合、助成額の加算があります。



### 問合せ先一覧

- ・雇用調整助成金コールセンター  
☎ 0120-60-3999  
(平日・土日祝日 9:00 ~ 21:00)
- ・茨城県労働局 ☎ 029-277-8295  
(平日 8:30 ~ 17:15)
- ・ハローワーク常陸大宮 ☎ 52-3185  
(平日 8:30 ~ 17:15)

# 小学校休業等対応助成金

新型コロナウイルス感染症の影響により、学校が臨時休業等した場合、**子供の世話をする必要がある従業員（正規・非正規）**に対し、休暇（労働基準法上の年次有給休暇を除く）を取得させた**事業主**を助成します。

## 制度の概要

### 支給額

有給休暇を取得した対象となる従業員に支払った賃金相当額（日額 8,330 円が上限）

### 適用日

令和2年2月27日～6月30日の間に取得した有給の休暇

### 申請期間

令和2年9月30日まで

厚生労働省HP



詳しくはこちら →



### 問合せ先

学校等休業助成金・支援金、雇用調整助成金コールセンター ☎ 0120-60-3999  
(平日・土日祝日 9:00 ~ 21:00)

# 持続化給付金

新型コロナウイルス感染症の影響により、売上げが前年同月比で**50%以上減少**している事業者を対象に法人は**200万円以内**、個人は**100万円以内**を支給する制度です。  
(農業者も対象となります!)

## 制度の概要

### 給付額

対象となる 事業主	給付額
法人事業主	最大 200 万円
個人事業主	最大 100 万円

※個人事業主はフリーランス、農業者も対象

### 主な支給要件

- ①売上げが前年同月比で**50%以上減少**
- ②2019年から事業収入を得ており、今後も事業を継続する意思がある。

### 詳しくはこちら

経済産業省  
持続化給付金特設 HP



### 問合せ先

持続化給付金事業コールセンター  
☎ 0120-115-570  
(平日・土日祝日 8:30 ~ 19:00)  
5・6月 7月～12月（土曜日を除く）  
IP 電話専用回線 ☎ 03-6831-0613

# 茨城県新型コロナウイルス感染症対策融資

新型コロナウイルス感染症の影響を受けた中小企業の既存の借入に係る返済負担を軽減するとともに、資金繰りの機会の拡充を図る新たな融資制度です。

## 制度の概要

### 融資対象者

県内に事業所を有しセーフティネット4号、または5号、危機関連保証のいずれかの認定を受けている中小企業者

### 融資額等

資金枠 ※併用可能	新型コロナウイルス感染症対応 資金枠（県単独枠）
資金用途	経営の安定に必要な資金
融資限度額	8,000 万円
利子・保証料	融資額 3,000 万円まで実質ゼロ ※要件あり
融資期間 (据置期間)	設備資金・運転資金・ 併用 10 年以内（5 年以内）

※詳しくは茨城県 HP などでご確認ください。

セーフティネット4号・5号・危機関連保証とは  
売上高が減少している中小企業者を支援するための保証制度です。  
この認定を受けていることで、茨城県パワーアップ融資での利子補給や、茨城県新型コロナウイルス感染症対策融資等の制度融資を活用することが可能となります。

### 問合せ先一覧

茨城県新型コロナウイルス感染症対策融資について  
・茨城県中小企業支援対策室  
☎ 029-301-2869（平日 9:00 ~ 17:00）  
・市内金融機関  
セーフティネット等の保証制度について  
・茨城県信用保証協会 本店営業部  
☎ 029-224-7826